

平成 25 年 12 月 4 日

各 位

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| 会 社 名 | 株 式 会 社 光 通 信 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 玉 村 剛 史 (コード番号：9435 東証第一部) |
| 問 い 合 わ せ 先 | 広 報 ・ I R 課 |
| T E L | 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8 |

自己株式の取得および

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 4 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策を遂行し、株主への一層の利益還元を推進するため自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の方法

本日（平成 25 年 12 月 4 日）の終値 7,810 円で、平成 25 年 12 月 5 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。なお、当該買付けに係る注文は、当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,664,500 株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.52%) |
| (3) 取得総額 | 12,999,745,000 円（上限） |
| (4) 取得結果の公表 | 平成 25 年 12 月 5 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表いたします。 |

(注1) 当該株数の変更は行いません。

なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(注3) 本自己株式取得に関して、当社の支配株主であり代表取締役会長である重田康光によれば、同氏が、当社の自己株式取得による持ち株比率の上昇を抑制するために、その保有する当社の普通株式のうち（2）で算出した株式数の売付注文を行う予定であるとのことです。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、上記 3.（注 3）のとおり、当社の支配株主である重田康光からの取得が予定されているため、本自己株式の取得は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 25 年 11 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では「支配株主との取引が発生する場合には、他の一部取引と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討の上、取引実行の是非を決定

するなど、少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。」としております。そのため当社は、平成 25 年 12 月 4 日に、本自己株式取得が、機動的な資本政策を遂行し、株主への一層の利益還元を推進することを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮したうえで、支配株主と利害関係のない取締役 3 名全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。なお、今回の自己株式取得に関して、支配株主である重田康光は、特別利害関係を有していると考えられるため、上記取締役会の決議には参加していません。

さらに、当社は、平成 25 年 12 月 3 日付で、当社の独立役員であり社外監査役である高野氏から、本自己株式取得は、①当社の基本方針に則った株主への利益還元施策の一環であり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図、又は、支配株主を優遇し結果として少数株主に対して不利益を与える目的・意図があって実施されるものではないと考えられること、②当社は重田氏を除いた取締役のみで、本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を実施することとしており、これにより、当社取締役会の意思決定過程の公正性が確保されることが考えられること、③東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 ToSTNeT-3 が利用され、本自己株式取得自体、取引の相手方を重田氏に限定したのではなく、当社の株主に対して取引機会が平等に設けられ、開かれた手続き・取引であるため、少数株主に対して不利益を与える取引とはならないと考えられ、さらに、インサイダー取引規制に係る重要事実はすべて開示した上で実施すること、また、本自己株式取得の具体的な買付内容までも事前公表をした上で実施することから、自己株式取得に係るインサイダー取引規制の問題も回避されており、情報の非対称性から来る少数株主への不利益という問題も発生しないと考えられること、④支配株主からの自己株式取得は、支配株主の保有比率が高まりすぎることの緩和にもつながり、当社の企業価値の向上に資するものと考えられること、そして、本自己株式取得の実施自体、当社が関係諸法令を遵守して実施するものであり、本自己株式取得の目的、取得の条件・方法等に鑑みても、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を取得しております。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

(ご参考) 平成 25 年 12 月 3 日時点の自己株式の保有状況

| | |
|-------------------|--------------|
| ・発行済株式総数(自己株式を除く) | 47,326,250 株 |
| ・自己株式数 | 2,023,392 株 |

以上